

令和3年度における独立行政法人評価に関する 有識者会議の運営について

厚生労働省においては、所管する中期目標管理法人（年金積立金管理運用独立行政法人を除く。）の評価に際し、外部有識者の知見を活用することを目的として、「独立行政法人評価に関する有識者会議」ワーキンググループ（4WG）を開催し、有識者からの意見聴取を行うこととしており、令和3年度においては、以下の業績評価等について、意見を聴取する。

【令和2年度業務実績評価（年度評価）】

毎事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価であり、全法人が対象。

（独立行政法人通則法第32条第1項第1号）

〔国立病院WG〕	国立病院機構
〔医療・福祉WG〕	医薬品医療機器総合機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、福祉医療機構
〔労働WG〕	労働者健康安全機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、勤労者退職金共済機構、労働政策研究・研修機構
〔地域医療機能推進WG〕	地域医療機能推進機構

【中期目標期間見込評価】

中期目標期間の最終年度に実施される中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績の評価であり、令和3年度が中期目標期間の最終年度に該当する法人が対象。

（独立行政法人通則法第32条第1項第2号）

〔労働WG〕	労働政策研究・研修機構
--------	-------------

【中期目標期間実績評価】

中期目標期間終了時に実施される中期目標期間全体の業務の実績の評価であり、令和2年度が中期目標期間の最終年度に該当する法人が対象。

（独立行政法人通則法第32条第1項第3号）

対象法人なし

【業務・組織全般の見直し】

中期目標期間終了時まで、法人の業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものであり、令和3年度が中期目標期間の最終年度に該当する法人が対象。

（独立行政法人通則法第35条）

〔労働WG〕	労働政策研究・研修機構
--------	-------------

（※）各評価は、中期目標を定めた項目を評価単位として行う「項目別評定」と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する「総合評定」によって行われる（参考資料2参照）。

<別添資料>

- 別添 1 独立行政法人評価に関する有識者会議開催要綱・構成員名簿
- 別添 2 独立行政法人評価に関する有識者会議 開催日程
- 別添 3 厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間・中長期目標期間
- 別添 4 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（概要）
- 別添 5 独立行政法人の評価に関する指針（概要）
- 別添 6 厚生労働省所管独立行政法人の評価に係る外部有識者の知見の活用（意見聴取）
- 別添 7 独立行政法人の評価スケジュール
- 別添 8 中期目標期間見込評価～中期目標策定までの流れ（概要）
- 別添 9 参照条文

以上

独立行政法人評価に関する有識者会議 開催要綱

1. 趣旨

独立行政法人の評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の2の規定に基づき総務大臣が定める「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）において、評価の実効性を確保するために必要に応じて外部有識者の知見を活用すること等が示されている。

このことから、厚生労働省が所管する独立行政法人のうち中期目標管理法の類型に該当するもの（年金積立金管理運用独立行政法人を除く。以下「法人」という。）について、その業務の特性に応じた実効性のある評価を行うために有識者の知見を活用することを目的とし、法人の評価等に関して客観的かつ専門的な立場から助言を得るため、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）が外部有識者の参集を求めて「独立行政法人評価に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議はワーキンググループ（以下「WG」という。）により編成し、WG、担当法人及び構成員は、別紙のとおりとする。ただし、これらは、必要に応じ、見直すものとする。
- (2) WGに主査を置き、主査はWGの事務を統括する。
- (3) 主査が不在のときは、主査の指名する構成員がその職務を代行する。
- (4) 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）は、必要に応じ、構成員以外の外部有識者の参集を求めることができる。

3. 意見聴取の対象

会議においては、法人の以下に関する事項について意見聴取を行うことができる。ただし、他の手法により行う場合を除く。

- 一 毎事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価（年度評価）
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績の評価（見込評価）
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間における業務の実績の評価（期間実績評価）
- 四 その他一から三までに掲げる事項に関し重要な事項

4. 会議の運営

- (1) 会議は、原則として公開とする。ただし、主査は、公平かつ中立な議論等に著しい支障を及ぼすおそれがある等特段の理由があると認められる場合は、非公開とすることができる。
- (2) 構成員のうち、意見聴取の対象に係る法人の事務及び事業について利害関係を

有する者（※）は、当該法人に係る評価等に関して参加することはできないものとする。

（※）利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 意見聴取の対象となる法人に関与している者
 - ② 所属機関の常勤の役員であり、当該所属機関に対して意見聴取の対象となる法人から金銭提供がある者
- （３）会議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室において行う。
- （４）この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は主査が定める。

独立行政法人評価に関する有識者会議 構成員名簿

令和3年4月1日現在

WG・担当法人名	構成員・現職
国立病院WG 国立病院機構	大西 昭郎※ 東京大学公共政策大学院客員教授 河村 小百合※株式会社日本総合研究所調査部主席研究員 田極 春美 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員 ○松尾 清一 国立大学法人東海国立大学機構長/国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学総長 亀岡 保夫※ 公認会計士 斎藤 聖美 ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長 富田 博樹 日本赤十字社副社長 山口 育子※ 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
医療・福祉WG 医薬品医療機器総合機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	五十嵐 邦彦 公認会計士 石井 伊都子 千葉大学医学部附属病院薬剤部教授・薬剤部長 石渡 和実 東洋英和女学院大学名誉教授 梅里 良正 公益社団法人地域医療振興協会シニアアドバイザー 河村 小百合※株式会社日本総合研究所調査部主席研究員 名里 晴美 社会福祉法人訪問の家理事長 橋田 充 京都大学高等研究院特定教授 松原 由美 早稲田大学人間科学学術院人間科学部保健福祉科学科准教授 ○真野 俊樹 中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)教授 三田 優子 大阪府立大学地域保健学域准教授
労働WG 労働者健康安全機構 勤労者退職金共済機構 高齢・障害・求職者雇用支援機構 労働政策研究・研修機構	○今村 肇 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授・学科長 大木 栄一 玉川大学経営学部教授 酒井 正 法政大学経済学部教授 志藤 洋子 日本在宅ケアアライアンス事務局次長 関口 和代 東京経済大学経営学部教授 土井 美和子 国立研究開発法人情報通信研究機構監事/奈良先端科学技術大学院大学理事 土橋 律 東京大学大学院工学系研究科教授 三宅 淳巳 国立大学法人横浜国立大学理事・副学長 宮崎 哲 公認会計士 安井 洋輔 株式会社日本総合研究所調査部主任研究員
地域医療機能推進WG 地域医療機能推進機構	大西 昭郎※ 東京大学公共政策大学院客員教授 小野 剛 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会会長/市立大森病院院長 亀岡 保夫※ 公認会計士 河村 小百合※株式会社日本総合研究所調査部主席研究員 坂井 茂子 医療法人社団洛和会介護事業部部长 ○福井 次矢 NPO法人卒後臨床研修評価機構理事 南 砂 読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長 山口 育子※ 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長

(五十音順、敬称略)

○ WG主査。

※ 大西構成員、亀岡構成員及び山口構成員は国立病院WG及び地域医療機能推進WG、河村構成員は国立病院WG、医療・福祉WG及び地域医療機能推進WGを兼務。

独立行政法人評価に関する有識者会議 開催日程

別添2

令和3年6月7日 現在

WG	開催回数	開催日	開催時間			開催場所	意見聴取事項	
				～				
国立病院WG	第8回	8月3日(火)	13:30	～	15:00	1.5時間 (1.5時間)	中労委 612会議 室(6階)	【国立病院機構】 ・令和2年度業務実績評価に係る意見
医療・福祉WG	第24回	8月5日(木)	10:00	～	11:30	1.5時間 (1.5時間)	厚生労働省 専用第15会 議室(12階)	【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】 ・令和2年度業務実績評価に係る意見
医療・福祉WG	第25回	8月6日(金)	13:30	～	15:00	1.5時間 (1.5時間)	厚生労働省 専用第15会 議室(12階)	【医薬品医療機器総合機構】 ・令和2年度業務実績評価に係る意見
医療・福祉WG	第26回	8月6日(金)	15:20	～	16:50	1.5時間 (1.5時間)	厚生労働省 専用第15会 議室(12階)	【福祉医療機構】 ・令和2年度業務実績評価に係る意見
労働WG	第38回	7月19日(月)	13:00	～	14:30	1.5時間 (1.5時間)	中労委講 堂(7階)	【勤労者退職金共済機構】 ・令和2年度業務実績評価に係る意見
労働WG	第39回	7月19日(月)	14:50	～	17:20	2.5時間 (1.5時間)	中労委講 堂(7階)	【労働政策研究・研修機構】 ・令和2年度業務実績評価に係る意見 ・中期目標期間見込評価に係る意見について ・業務及び組織の全般にわたる検討の結果並 びに講ずる措置の内容について
労働WG	第40回	8月4日(水)	13:30	～	15:00	1.5時間 (1.5時間)	中労委 612会議 室(6階)	【労働者健康安全機構】 ・令和2年度業務実績評価に係る意見
労働WG	第41回	8月4日(水)	15:20	～	16:50	1.5時間 (1.5時間)	中労委 612会議 室(6階)	【高齢・障害・求職者雇用支援機構】 ・令和2年度業務実績評価に係る意見
地域医療機能推進WG	第8回	8月12日(木)	13:30	～	15:00	1.5時間 (1.5時間)	中労委講 堂(7階)	【地域医療機能推進機構】 ・令和2年度業務実績評価に係る意見

(注)開催時間の下段()は、前年実績。

厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間・中長期目標期間

別添3

【令和3年4月1日現在】

所管法人数：17法人(共管3法人を除く)

法人分類・法人名	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1	R9.3.31	
【中期目標管理法人】														
労働政策研究・研修機構			平成29年4月1日～令和4年3月31日											
福祉医療機構				平成30年4月1日～令和5年3月31日										
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園				平成30年4月1日～令和5年3月31日										
勤労者退職金共済機構				平成30年4月1日～令和5年3月31日										
高齢・障害・求職者雇用支援機構				平成30年4月1日～令和5年3月31日										
国立病院機構					平成31年4月1日～令和6年3月31日									
医薬品医療機器総合機構					平成31年4月1日～令和6年3月31日									
労働者健康安全機構					平成31年4月1日～令和6年3月31日									
地域医療機能推進機構					平成31年4月1日～令和6年3月31日									
年金積立金管理運用独立行政法人						【令和2年4月1日～令和7年3月31日】								
【国立研究開発法人】														
医薬基盤・健康・栄養研究所		平成27年4月1日～令和4年3月31日												
国立がん研究センター								【令和3年4月1日～令和9年3月31日】						
国立循環器病研究センター								【令和3年4月1日～令和9年3月31日】						
国立精神・神経医療研究センター								【令和3年4月1日～令和9年3月31日】						
国立国際医療研究センター								【令和3年4月1日～令和9年3月31日】						
国立成育医療研究センター								【令和3年4月1日～令和9年3月31日】						
国立長寿医療研究センター								【令和3年4月1日～令和9年3月31日】						

注1) 中(長)期計画の期間が平成27年4月1日以前の部分の記載は省略。

注2) 網掛け部分は現行の中(長)期目標期間である。

注3) 中(長)期目標期間の期間が【 】付きのものは「独立行政法人の評価に関する指針」(平成31年3月12日改定)における見直し後の評価基準が適用された中(長)期目標期間である。

注4) 枠付きの法人名の中(長)期目標は令和3年度に次期中(長)期目標を作成する法人。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号） 平成26年6月6日成立
平成26年6月13日公布 **施行：平成27年4月1日****【概要】****(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類**〔第2条〕

- 全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、3つの分類(中期目標管理型、単年度管理型、研究開発型)を設ける。

注: 法律における名称 中期目標管理型=中期目標管理法人、単年度管理型=行政執行法人、研究開発型=国立研究開発法人

(2) 評価等の指針の策定〔第28条の2〕

- 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定する。

(3) 中期目標〔第29条、第35条の4〕

- 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において中期目標を定め、法人に指示するとともに、公表しなければならない。

(4) 中期計画〔第30条、第35条の5〕

- 法人は前条第1項の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

(5) 評価〔第32条、第35条の6〕

- 法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における実績(年度評価)、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度(見込み評価)、中期目標の期間の最後の事業年度(期間実績評価)のいずれかに該当する主務大臣の評価を受けなければならない。

(6) 独立行政法人評価制度委員会の点検〔第12条の2〕

- 総務省独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の目標案、中期目標期間の業績評価結果等を点検する。

独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）

【概要】

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）第28条の2第1項に基づき、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるため、主務大臣が、目標の策定に加え従来第三者が行っていた評価を自ら行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標管理の仕組みに改めるよう、主務大臣が評価を実施するに当たり指針とすべき事項を「独立行政法人の評価に関する指針」として総務大臣が決定。

【指針のポイント】

- 政策に関する責任の一貫性や評価の的確性等を確保するため、法人所管部局が法人の評価を実施。
- 年度評価、中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）を実施。
- 目標及び計画で掲げる指標を基準とする絶対評価により評価。
- 評価単位に合わせて行う項目別評定と項目別評定を基礎として法人全体を評価する総合評定により評価。
- 評価に当たっては、法人自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（自己評価書）を活用。
- 評価項目ごとに、5段階の評語（S、A、B、C、Dとし、Bを標準とする。）により評定を付す。
- 評価の客観性を確保するため、政策評価担当部局において評価結果を点検。
- 評価に際し、必要に応じて外部有識者の知見を活用。（独立行政法人評価に関する有識者会議の開催等）
- 評価の結果（評価書）は目標の達成状況及び計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載し、公表。
- 中期目標期間の終了時において、見込評価、業務・組織全般の検討及び次期中期目標の策定に関し、総務省独立行政法人評価制度委員会が主務大臣に対して意見。

厚生労働省所管独立行政法人の評価に係る外部有識者の知見の活用（意見聴取）

別添6

【厚生労働省所管法人】 ※R3. 4. 1現在

〔中期目標管理法人〕

国立病院機構

医薬品医療機器総合機構

福祉医療機構

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

労働者健康安全機構

勤労者退職金共済機構

高齢・障害・求職者雇用支援機構

労働政策研究・研修機構

地域医療機能推進機構

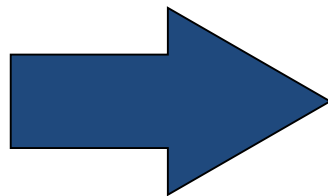
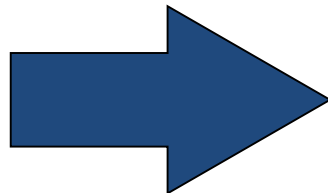
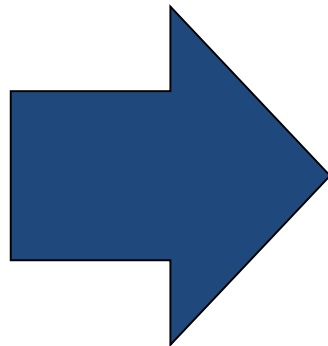
年金積立金管理運用独立行政法人

〔国立研究開発法人〕

医薬基盤・健康・栄養研究所

国立高度専門医療研究センター6法人

（がんC・循環器C・精神C・国際C・成育C・長寿C）



【外部有識者からの意見聴取】

独立行政法人評価に
関する有識者会議

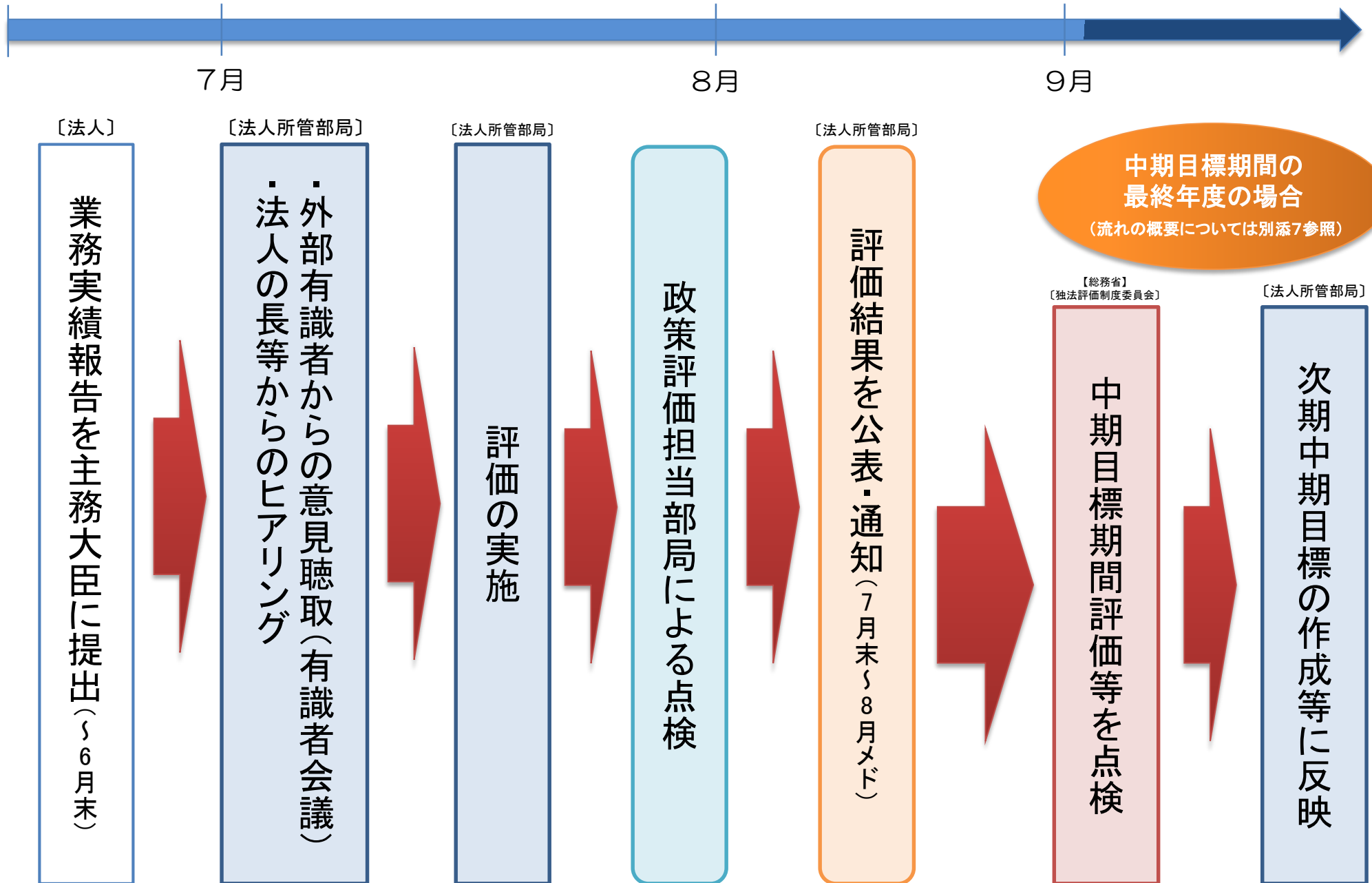
社会保障審議会
資金運用部会

国立研究開発法人審議会

※厚生労働省所管法人については、行政執行法人（単年度管理型）は該当なし。

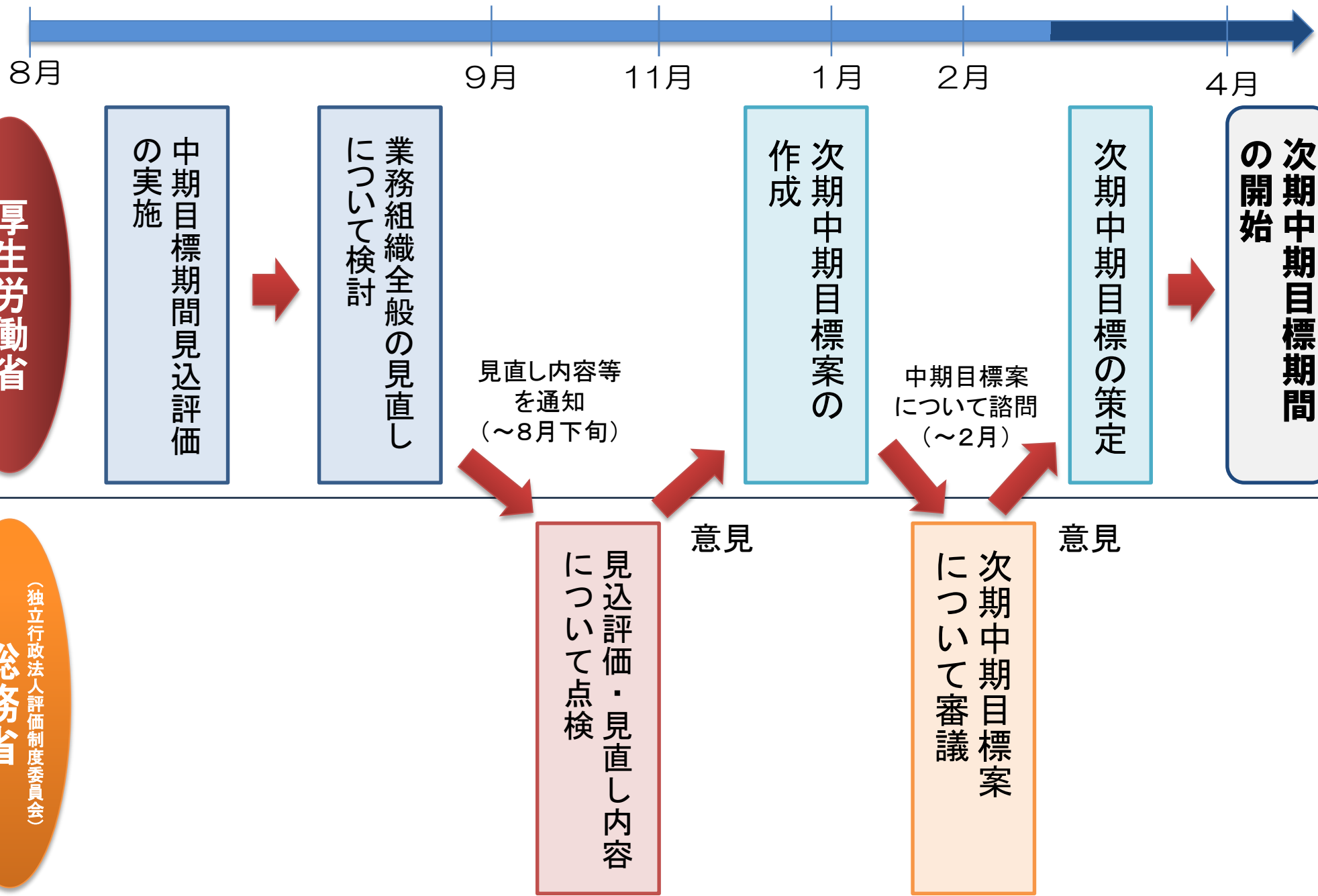
独立行政法人の評価スケジュール

別添7



中期目標期間見込評価～中期目標策定までの流れ(概要)

別添8



○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)(抄)
(平成27年4月1日施行)

(評価等の指針の策定)

第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度
当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
- 5 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 4 前項の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。
- 5 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 委員会は、第四項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)(抄)
(平成27年4月1日施行)

(評価等の指針の策定)

第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度
当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
- 5 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)(抄)
(平成27年4月1日施行)

(役員の職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2、3 (略)

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、独立行政法人が次に掲げる書類を主務大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 この法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他主務省令で定める書類

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人(独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 (略)

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(法人の長等への報告義務)

第十九条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

○ 監事監査指針(平成26年12月19日 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会)(抜粋)

Ⅶ. 監査の報告

2. 監査報告の作成・提出

(1) 監事は、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、法人の長及び主務大臣に提出するとともに、その内容について説明を行うものとする。

(2) 監査報告には、主務省令において記載しなければならないとされた事項のほか、別途監事が報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を記載するものとする。

3. 監査報告の公表及び周知

監査報告は、原則としてこれを公表するものとする。公表は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

4. 意見の提出及びその後の確認

監事は、監査の結果に基づき、是正又は改善が必要であると判断したときは、法人の長又は主務大臣に対してその旨の意見を提出するとともに、是正又は改善の状況について必要な確認を行うものとする。